

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和8年2月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500441号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500107号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間①の標準賞与額は3万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における請求期間②の標準賞与額を別表1のとおり訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における賞与支払年月日を、請求期間⑦は平成28年12月29日を同年12月28日に、請求期間⑨は平成29年12月29日を同年12月26日に及び請求期間⑬は令和元年12月30日を同年12月27日に訂正し、請求期間③から⑬までの各期間の標準賞与額を、別表1のとおり訂正することが必要である。

請求期間③から⑬までの各期間の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間③から⑬までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における請求期間⑦の標準賞与額を別表2のとおり訂正することが必要である。

請求期間⑦の訂正後の標準賞与額(上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年7月31日  
② 平成26年8月8日  
③ 平成26年12月26日  
④ 平成27年7月31日  
⑤ 平成27年12月25日  
⑥ 平成28年8月8日  
⑦ 平成28年12月28日  
⑧ 平成29年8月9日  
⑨ 平成29年12月26日  
⑩ 平成30年8月10日  
⑪ 平成30年12月28日  
⑫ 令和元年8月9日  
⑬ 令和元年12月27日

請求期間①及び②について、厚生年金保険の記録では、賞与支払年月日を平成 26 年 7 月 31 日として、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額が記録されているが、実際の賞与支払年月日は同年 8 月 8 日であり、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、同年 7 月 31 日の記録を取り消し、賞与支払年月日を同年 8 月 8 日とした上で、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

また、請求期間③から⑬までの各期間についても、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

### 第 3 判断の理由

- 1 請求期間①について、オンライン記録によると、請求者の A 社における平成 26 年夏季賞与について、賞与支払年月日が平成 26 年 7 月 31 日、標準賞与額が 3 万円と記録されているところ、同社から提出された賞与明細、同社の回答及び請求者から提出された預金通帳によると、請求者は同日に同社からの賞与の支払を受けておらず、請求者の同社における当該標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

一方、請求期間②について、A 社から提出された賞与明細及び賞与明細一覧表、同社の回答並びに請求者から提出された預金通帳により、請求者は、請求期間②において同社から、別表 1 の標準賞与額に見合う額の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料について納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間③から⑬までの各期間について、前述の賞与明細等により、請求者は、当該各期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③から⑬までの各期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細等により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、別表 1 のとおりとすることが妥当である。

また、請求期間⑦、⑨及び⑬の賞与支払年月日について、A 社は、当該各年月日を平成 28 年 12 月 29 日、平成 29 年 12 月 29 日及び令和元年 12 月 30 日とする健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しているが、前述の請求者の預金通帳により確認できる賞与振込年月日から、それぞれ平成 28 年 12 月 28 日、平成 29 年 12 月 26 日及び令和元年 12 月 27 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑬までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑦について、前述の賞与明細等により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記 2 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間⑦に係る標準賞与額については、前述の賞与明細等により

確認できる賞与額から、別表2のとおりとすることが妥当である。

ただし、上記訂正後の標準賞与額（上記2の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

別表1 【厚生年金特例法による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
②	平成26年8月8日	3万円
③	平成26年12月26日	30万円
④	平成27年7月31日	27万円
⑤	平成27年12月25日	27万円
⑥	平成28年8月8日	27万円
⑦	平成28年12月28日	29万5,000円
⑧	平成29年8月9日	24万6,000円
⑨	平成29年12月26日	25万円
⑩	平成30年8月10日	28万円
⑪	平成30年12月28日	27万円
⑫	令和元年8月9日	27万円
⑬	令和元年12月27日	27万4,000円

別表2 【厚生年金保険法（75条本文）による訂正】

請求期間	賞与支払年月日	標準賞与額
⑦	平成28年12月28日	30万円

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500526号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500108号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年3月31日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成20年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年3月31日

年金事務所から、A社に勤務していた期間の賞与記録の確認を求める文書が届いた。

明細書等は保管していないが、平成20年3月31日に賞与の支給があり、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、A社の元同僚が所持する請求期間に係る明細書及び同社の事務担当者の陳述から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、9万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500347号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2500106号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年4月上旬から同年9月下旬まで

国(厚生労働省)の記録によると、私がA社に在籍し派遣社員として勤務していた平成10年4月上旬から同年9月下旬までの期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社を派遣元として、B社C支店に派遣されていた旨主張しているところ、A社の担当者は、請求者が同社に在籍し派遣先であるB社C支店にて勤務していたことを覚えているものの、勤務期間や厚生年金保険料の控除については資料がないため分からない旨陳述している。

また、請求者は、A社での勤務期間は約5か月だった旨陳述しているところ、同社の担当者は、雇用契約が短期契約の場合、社会保険に加入させていなかったと思う旨陳述している上、同社は、請求期間当時の資料は残っておらず詳細は不明である旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険の被保険者記録のある同僚に文書照会を行ったところ、回答のあった者のうち、派遣社員であったとする40名について、請求者と同じ派遣先だったとする者は見当たらない上、厚生年金保険料を控除されていない期間があると回答した者が複数いることから、請求者が請求期間において、同社の給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かを推認することはできない。

加えて、請求者から提出された預金通帳によると、「キユウヨ振込」の項目で請求期間に振込記録が確認できるものの、振込元の事業所名の記載はなく、当該振込記録がA社からの給与振込であるか否かを確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が、厚生年金保険の被保険者としてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。